件	名	愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例
主管	京課	文化財保護課
根拠法	令等	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 42 号)

【改正の概要】

「文化財保護法」の一部改正により、実効性ある抑止力を整備するため、重要文化財等の損壊等に対する罰則が強化されこと等に伴い、県指定文化財の損壊等に対しても同様の趣旨で罰則を強化する等のため、愛媛県文化財保護条例について、所要の改正を行う。

〇文化財保護法の一部改正(平成31年4月1日施行)

重要文化財等の損壊等に対する罰金の最高額が引き上げられた。

重要文化財の損壊等又は史跡名勝天然記念物の滅失等(第195条及び第196条)

(現行) 30万円 ⇒ (改正後) 100万円

重要文化財又は史跡名勝天然記念物の無許可現状変更等(第197条)

(現行) 20万円 ⇒ (改正後) 50万円

【愛媛県文化財保護条例の一部改正】

〇県指定文化財の損壊等に対する<u>罰金又は科料の最高額を引き上げる。</u>(第45条ないし第47条)

罰則の対象となる行為	現行
県指定有形文化財の損壊等(第45条)	5万円
県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等による滅失 等(第46条)	5万円
県指定有形文化財・県指定史跡名勝天然記念物の無許 可現状変更等(第47条)	3万円



30 万円 30 万円 15 万円

改正後

施行日

平成31年4月1日

【その他参考事項】